

小松市ひとり親家庭支援事業一覧

令和8年4月～

事業名	内容	詳細問い合わせ先
児童扶養手当 (所得制限有)	父母の離婚などにより父又は母と生計を別に行っている児童（18歳になって最初の3月31日まで。ただし、障害のある児童は20歳未満）。を養育しているひとり親家庭等に支給されます。 ただし、前年の所得が一定額以上の場合は、手当ての全部又は一部が支給されません。 ●児童1人の場合 全部支給 月額 48,050 円 一部支給 月額 48,040 円～11,340 円（所得に応じて10円きざみの額） ●児童2人の以降1人増すごとに11,350円～5,680円を加算	子育て支援課 (0761)24-8057
ひとり親家庭等医療費助成 (所得制限有)	ひとり親家庭の健康の保持と生活の安定を図るため、母又は父の医療費が助成されます。（保険診療分のみ） ☆助成額：1ヶ月500円を超えた額	
ひとり親家庭放課後児童クラブ利用料助成 (所得制限有)	ひとり親家庭の親の就業・自立を促進することを目的に、放課後児童クラブ利用料の一部が助成されます。 ☆助成額：1ヶ月1人当たり 上限3,000円	
母子父子寡婦福祉資金貸付	ひとり親家庭の生活の安定と向上のため、低利子又は無利子で借りることができます。（詳細について事前にご相談ください。保証人要）	
母子生活支援施設	必要に応じて母子家庭の母と児童（20歳未満）の住居の提供だけでなく福祉を図るために設置された施設を紹介しています。（金沢市・加賀市にあります。）	こども家庭センター (0761)24-8073
ショートステイ	保護者が病気や冠婚葬祭、出張などで、一時的にお子さんの養育が困難な時、宿泊を含めて短期間（7日以内）お預かりします。	
トワイライトステイ	保護者が仕事等の理由で帰宅が夜間にわたる場合、お子さんをお預かりします。	

事業名	内 容	詳細問い合わせ先
小松市就学援助制度	すべての児童生徒が円滑に義務教育を受けられるよう、経済的な理由でお困りの方に、学校で必要な経費の一部が援助されます。	小中学校又は 学校教育課 (0761)24-8122
遺族基礎年金	国民年金に加入していた夫又は妻が死亡したとき、その夫又は妻によって生計を維持されていた妻又は夫や子供に支給されます。厚生年金保険に加入していた夫又は妻が死亡したときは、遺族基礎年金に上乗せして遺族厚生年金が支給されます。	小松年金事務所 (0761)24-1792
北陸交通災害等遺児をはげます会の援護金	交通、災害、犯罪による事故により一家の経済的支柱を失った児童（18歳まで）に対して援護金が支給されます。 ☆特別援護金 70,000円 （満18歳に達し登録遺児から除外される時） ☆小・中入学、卒業祝い金 30,000円 ☆進級祝い金 10,000円 ☆夏の手当て 10,000円 ☆冬の手当て 10,000円 ☆事故死者遺児見舞金 10,000円 （遺児登録時 1人当たり）	子育て支援課 (0761)24-8057
小松市交通遺児等援護金 （歳末見舞金）	交通事故及び労働災害により親を失った児童を励ますため、義務教育終了前の児童を養育している方に対して毎年支給されます。 ☆支給額 1人当たり 50,000円	
石川県交通災害等遺児すこやか資金	交通事故及び労働災害、地震などの災害により父や母を失った義務教育終了前の遺児を励ますため、その扶養者に対して一時金が支給されます。 ☆支給額 1人当たり 50,000円	南加賀保健福祉 センター (0761)22-0793
ひとり親の就業相談、養育費相談、無料職業紹介	就業相談：月～金 9:00～16:00 養育費相談：月・水・金 10:00～16:00 第2・4日曜 12:00～16:00	石川県母子・父子 福祉センター (076)264-0503
その他の優遇制度	保育料の軽減制度、IR・JR通勤定期券の割引制度（児童扶養手当受給世帯）、非課税貯蓄制度（マル優）	

就労支援のための制度

事業名	内 容	詳細問い合わせ先
自立支援教育訓練給付金 支給制度	ひとり親家庭の親が就業に結びつく可能性が高い講座（パソコン、医療事務など）を受講した場合、講座修了後に受講費用の6割相当額（上限20万円）を支給します。 また、看護師等の専門資格取得のための講座を受講した場合、6割相当額、上限は修学年数×上限40万円を支給します。准看護師から看護師の養成機関に引き続き進学する場合は修学年数の上限は5年。 申請は講座受講前に必要です。 さらに、修了後1年以内に資格取得し就職した場合、受講費用の25%（上限20万円）を追加支給します。	子育て支援課 (0761)24-8057
高等職業訓練促進給付金 等支給制度 (所得制限有)	ひとり親家庭の親が就業に結びつきやすい看護師や介護福祉士、調理師等の資格取得のため、6月以上養成機関等で修業し、仕事又は育児と修業の両立が困難な場合に、修業期間の全期間（上限4年）について、訓練促進給付金が支給されます。また、修業期間修了後に修了支援給付金が支給されます。 ※准看護師から看護師の養成機関に引き続き進学する場合、支給対象期間の上限は5年。 訓練促進給付金 ☆支給月額：70,500円又は100,000円 最終年限1年間に限り4万円加算 修了支援給付金 ☆支給額：25,000円又は50,000円	
高等学校卒業程度認定試験 合格支援給付金制度 (ひとり親家庭学び直し 支援事業)	高等学校を卒業していないひとり親家庭の親又は児童が高等学校卒業程度認定試験の合格のために対策講座を受講し、修了した場合 ①受講開始時給付金として受講費用の40%（上限：通信制の場合10万円、通学又は通学・通信併用の場合20万円） ②受講修了時給付金として受講費用の10%（①と合わせて上限：通信制の場合12万5千円、通学又は通学・通信併用の場合25万円）が支給されます。 また、受講修了日から2年以内に高卒認定試験の全科目に合格した場合、合格時給付金として受講費用の10%（①②と合わせて上限：通信制の場合15万円、通学又は通学・通信併用の場合30万円）が支給されます。受講前に申請が必要です。	



小松市役所 子育て支援課
〒923-8650
石川県小松市小馬出町91番地
TEL 0761-24-8057
FAX 0761-24-4312